

○松本市介護保険事業者等における事故報告事務取扱要領

令和7年3月1日

松福高第900号

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づき指定等が行われている事業所又は施設（以下「事業所」という。）において事故等が発生した場合に、別表に掲げる松本市が定める条例等に従い報告を行う際の事務処理に関する事項を定めるものとする。

(事故の範囲)

第2条 事業所が市へ報告する事故は、次の各号に掲げる場合とする。

1 サービス提供中に、利用者が死亡又は負傷した場合（第三者の行為により、利用者が被害者となった場合も含む。）

(1) 「サービス提供中」とは、サービス提供時間帯のほか、送迎中也含め、サービスを提供している時間帯を通して全て含まれるものとする。

(2) 「死亡」とは、事故死亡をさし、病気死亡は報告対象外とする。ただし、病死でも死因等に疑義が生じ、利用者の家族等から苦情が出ている場合は、全て報告対象とする。

(3) 「負傷」とは、事業所の過失の有無を問わず、医師の診断を受け投薬、処置など何らかの治療が必要になった場合（第三者の行為により、利用者が被害者となった場合も含む）を報告対象とする。ただし、医師の治療を要しなくとも、負傷により利用者の家族等から苦情が出ている場合は、全て報告対象とする。

2 誤薬が発生した場合

(1) 「誤薬」とは、誤った種類や数の薬を与薬した場合、与薬対象者を誤った場合、与薬漏れが発生した場合（与薬対象者を誤った場合に発生した与薬漏れも含む）等を対象とする。

(2) (1)及び服薬介助に伴う類似の事故が発生した場合、医師の保険診療を要さず、利用者の身体への影響が無い場合は報告対象外とする。ただし、利用者の身体への影響があった場合又は誤薬により利用者の家族等から苦情が出ている場合は、全て報告対象とする。

3 食中毒（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める感染症の病原体によるものを除く。）の発生が認められた場合

4 次に掲げる感染症等の発生が認められた場合

(1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める1・2・3

類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症に加えて、レジオネラ症及び疥癬が発生した場合

- (2) 同一の感染症若しくは食中毒による又はその疑いのある者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
 - (3) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - (4) (2)及び(3)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
- 5 利用者が離脱もしくは行方不明となった場合
 - 6 職員（従業者）の法令違反・不祥事・虐待等が発生した場合（ただし、利用者からの預り金の横領、送迎時の交通違反、個人情報の漏洩（疑いを含む）など、利用者の処遇に影響があるものに限る）。
 - 7 地震等の自然災害や火災事故による事業所の滅失・損傷があった場合
 - 8 その他の事故により、利用者の家族等から苦情が出ている場合

（事故の報告）

第3条 事業所は、第2条に定める事故が発生したときは、次に掲げる方法により、できる限り速やかに市高齢福祉課に報告するものとする。当該事業所の所在する市町村と、事故対象者が属する介護保険者が異なる場合は、双方に報告するものとする。なお、他市町村に報告する場合は当該他市町村の指示によるものとする。

- 1 所要の処置（救急車の出動要請、医師への連絡及び家族等への連絡等）が終了した後、出来る限り速やかに市高齢福祉課へ電話又は文書で報告（以下「第1報」という。）するものとする。
- 2 事業所は、第1報報告後対応完結次第、遅くとも5日以内に事故報告書（別紙様式等。以下「報告書」という。）により、市高齢福祉課に報告（以下「第2報」という。）するとともに、必要に応じて市が求めた資料を提出するものとする。ただし、市が必要と認めた場合は続報を随時求める場合もある。
- 3 第1報で報告する事項は、報告書に掲げる項目に準じて、報告できる事項とする。
- 4 第2条第4項に定める事故が発生した場合は、「社会福祉施設等における感染症発生時等に係る報告について」（平成17年2月22日付厚生労働省5局長通知）に該当するため、併せて市保健所へ報告すること。
- 5 前4項に定める報告にあたり、事業者等は、電子メール等にて報告すること。事業者は、報告にあたり、その責任において個人情報の保護に必要な対策を講じるものとする。

(報告に対する市の対応)

第4条 市は、事故報告を取りまとめ、事故防止に資する観点から、次のとおり対応するものとする。

- 1 事業所の事故処理が誠意を持って行われ、苦情やトラブルが発生しないよう必要な指導を行う。
- 2 利用者又はその家族等から事業所の対応に関して苦情があった場合は、適宜事業所に事実確認を行うとともに、利用者又はその家族等に対し、苦情申し立ての制度を紹介する。
- 3 事業所が運営基準に違反している**恐れがあると判断した場合**は、関連機関に連絡を行う**等**、保険者として必要な措置を**講ずる**。
- 4 他市町村（保険者）が関連する事故の場合は、当該他市町村と連携を図り、必要な措置を**講ずる**。
- 5 必要に応じて事故に伴う関連事業者への情報提供及び注意の喚起を行う。

(記録)

第5条 事故の状況及び事故に際して採った処理は必ず記録し、完結後5年間は保存することとする。**なお**、事故報告には該当しないが、これに準ずるもの（入居者**等**が転倒したものの、特に異常がみられない場合や職員による送迎時の交通事故の場合等）については、個人記録や事故に関する帳簿類等に記録するとともに、ヒヤリ・ハット事例として施設内で検討し、**その**再発防止を図ること。

附 則（令和3年6月1日）

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月1日）

この要領は、令和7年3月1日から施行する。